

藍野大学における学術研究に係る行動規範

藍野大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして地球環境の保全に対する責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。

（説明と公開）

- 4 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や越こり得る変化を中立・客観性をもって評価し、その結果をありのまま公表するとともに社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、自ら捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

（研究環境の整備）

- 6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

（法令の遵守）

- 7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（研究対象などの保護）

- 8 研究者は、人を対象とする研究を行う場合には、個人情報の管理に留意し、対象者の人格、人権を尊重し、研究を行う前に対象者の同意を得る。実験動物などを用いる場合においても生命への尊重の念を持ってこれを扱う。

（他者との関係）

- 9 研究者は、他者の成果を建設的に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交えるとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重する。

(他者の業績評価・検証)

- 10 研究者は、論文査読や審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績を評価・検証する際、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、適正に評価する。また、他者の業績評価に係わり知り得た情報について不正に利用すること、第三者に開示することを禁ずる。

(差別の排除)

- 11 研究者は、研究活動のすべてにおいて、属性や思想信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して個人の人格と自由を尊重する。

(利益相反)

- 12 研究者は、自らの行動において利益相反の有無に十分に注意を払い、そのような立場を可能な限り回避し、そうでない場合においては公表する。自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の提示においては、利益に対して公益を優先させる。